

低入札価格調査制度事務処理要領

平成11年 4月30日制定

地方自治法施行令第167条の10第1項（一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合）の規定により平成11年4月30日より低入札価格調査制度の導入を図りましたので、低入札価格調査制度に関する事務処理については、下記の要領により行うものとする。

1 低入札価格調査制度の定義

入札価格調査制度は、一定の基準価格を下回る入札があった場合に、その入札価格で適正施工が可能であるか否かについて審査する制度

2 導入の範囲

平成11年4月30日以降、一般競争入札で執行する設計金額1億5000万円以上の全ての工事。今までの最低制限価格制度に変わるものとして導入する。

3 低入札価格調査基準

低入札価格調査の基準を運用する場合、次の(1)又は(2)のとおり算定（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）をする。

(1) 次に掲げる額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）の合計額に、100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を予定価格で除して得た割合（パーセンテージとした場合の小数点以下第2位を四捨五入する。）とする。ただし、100分の75に満たない場合にあっては100分の75とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) アからエまでが明確に区分されていないものについては、(1)の算定方法にかかわらず100分の75以上で適宜の割合とする。

4 入札者への周知

低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、入札執行者は、一般競争入札の公告に次のことを明記するとともに入札通知書の交付の際及び入札執行の際に説明し、問題の発生しないよう配慮するものとする。

(1) 低入札価格調査の基準があること。

(2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札の終了方法及び結果の通知方

(3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者と

ならない場合があること。

- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

5 入札の執行

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げてその入札を中断するものとする。

6 調査内容（浦安市低入札価格調査委員会規程第3条）

低入札価格の調査は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断するため、次の内容により、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事を行う現場付近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事を行う現場と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事及び当該工事の発注者
- (10) 経営内容
- (11) 公共工事の成績状況
- (12) 経営状況
- (13) 信用状態
- (14) その他の必要な事項

7 予定価格を記載した書面への調査基準価格の記載

入札執行者は、事務の適正な執行を確保するため、予定価格を記載した書面に、低入札価格調査の基準に基づく具体的金額を「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに当該調査基準価格に108分の100又は110分の100を乗じて得た金額を「調査基準価格の100/108〇〇円」又は「調査基準価格の100/110〇〇円」と記載するものとする。

8 調査委員会の落札者の決定

- (1) 調査委員会は、最低価格入札者を落札者とするか否かを決定するものとする。
- (2) 調査委員会は、最低価格入札者を落札者としなければ、他の者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、最低価格入札者の決定と同様の手続きにより落札者を決定することとし、次順位者を落札者としなければ、以下同様の手続きで落札者を決定する

ものとする。

9 入札結果の通知

入札執行者は、委員会の会議の結果を、落札者、落札者とならない者、その他の入札者全員に対して通知するものとする。

委員長は、委員会の会議の結果を速やかに市長及び当該調査に係る工事担当課に報告しなければならない。（浦安市低入札価格調査委員会規程第8条）

10 公表の範囲

調査の内容については、非公表とする。

附 則

この要領は、平成11年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

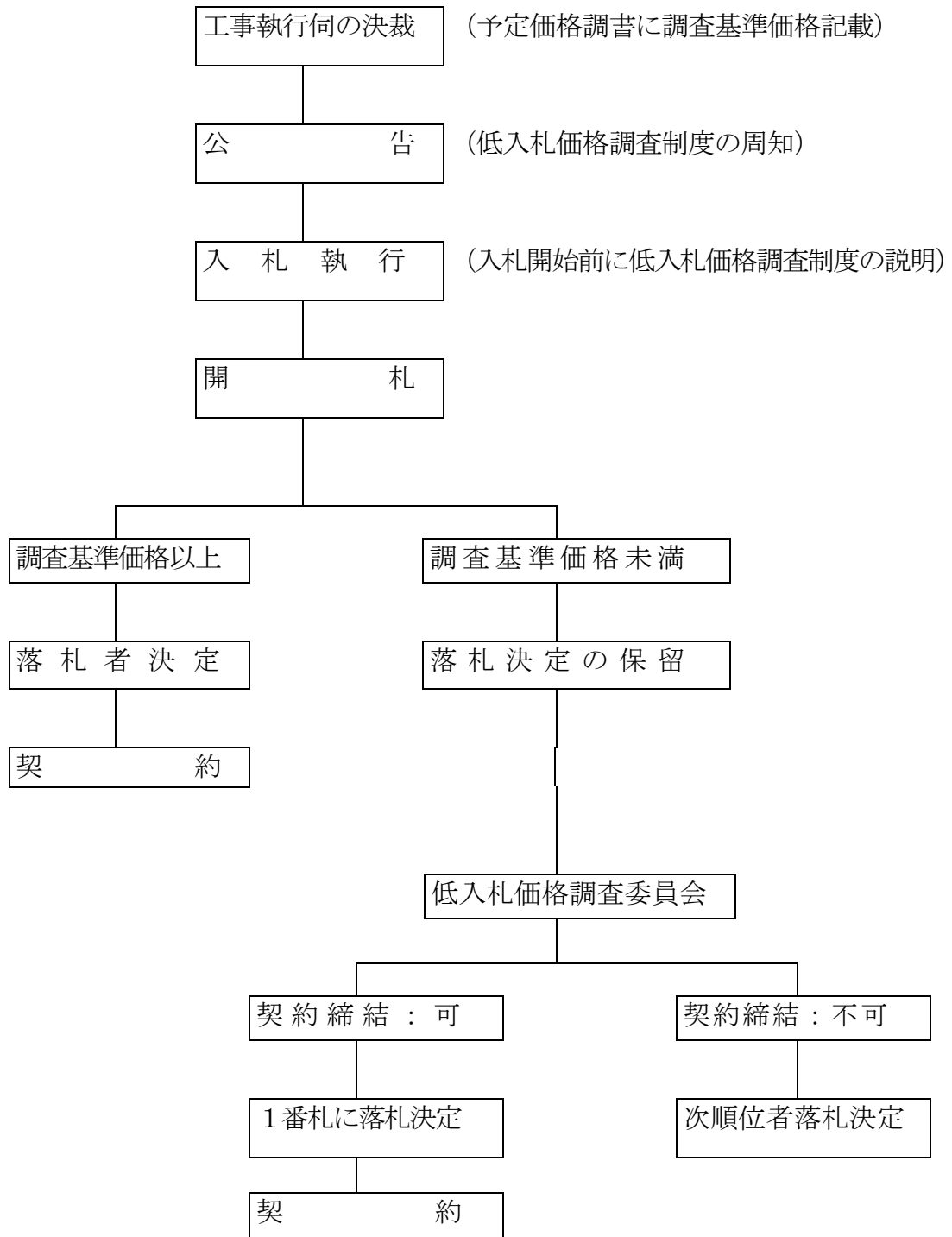
附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

低入札価格調査制度のフロー図



低 入 札 価 格 調 査 表

入 札 日 時		入札場所	
件名			
施 工 場 所			
調 査 対 象 者			
所 在 地			
入 札 価 格			
調 査 基 準 価 格		予 定 価 格	

調 査 項 目	調 査 内 容
(1) その価格により入札した理由	
(2) 契約対象工事を行う現場付近における手持ち工事の状況	
(3) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況	
(4) 契約対象工事に伴う現場と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）	

調 査 項 目	調 査 内 容
(5) 手持資材の状況	
(6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係	
(7) 手持機械数の状況	
(8) 労務者の具体的供給見通し	
(9) 過去に施工した公共工事及び当該工事の発注者	
(10) 経営内容	
(11) 公共工事の成績状況	
(12) 経営状況	

調 査 項 目	調 査 内 容
(13) 信用状況	
(14) その他の必要な事項	